

質問・回答書

令和5年8月29日

件名： 旧寺方小学校石綿含有分析調査業務委託

NO	質問事項	回答
1	検体採取について:1検体あたりの採取箇所数は3箇所と考えてよろしいでしょうか、もしくは1検体あたり1箇所でしょうか。	別紙石綿含有不明建材一覧表のJIS-1法分析による欄に丸印が付いている箇所は、3か所採取を行い、それぞれ分析を行うため3検体となります。それ以外は3か所採取を行い、1検体となります。
2	採取箇所について:セメント管(9号棟・14号棟・16号棟)の使用箇所が柱隠蔽部とありますが、破壊行為をしなくても容易に採取可能でしょうか。	破壊行為は必要なく、屋上で採取可能と考えています。
3	採取箇所について:すべての建材において、通常歩行範囲あるいは脚立等の簡易足場で採取可能でしょうか。高所作業車等の特殊な足場は必要ないでしょうか。	特殊な足場の必要はなく、通常の5・6尺の脚立で採取可能と考えています。
4	調査業務委託6.その他、特記事項等の4)発注者の業務時間内とは平日の9時～17時で、土・日・祝日の作業はなしとの理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
5	1検体あたりの採取試料数は、原則3試料で良いですか。	No.1のとおり。
6	不明建材で該当する部屋が3部屋以上が複数ありますが、1検体あたりの採取試料は任意の部屋を3部屋選択しての3試料の採取で良いですか。(例 9号棟(3)薄塗材で該当部屋数が24部屋あり)	よろしい。
7	9号棟、16号棟にてのセメント管(柱隠蔽部)とありますが、隠蔽部を覆う建材は何になりますか。コンクリート壁、ボード類等	No.2のとおり。